

I 用語の解説

用語の解説

1 用語の解説

自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による（昭和53年（1978年）までは、数えによる妊娠月数）。 早期：妊娠満37週未満（259日未満） 正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日） 過期：妊娠満42週以上（294日以上）
死産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 1) 胎児を出生させることを目的とした場合。 2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。

（参考）死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年（1948年）以降： 優生保護法の施行（7月）により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年（1949年）以降： 優生保護法の改正（6月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年（1952年）以降： 優生保護法の改正（5月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年（1968年）以降： 胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年（1976年）以降： 優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた（昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知）。

昭和54年（1979年）以降： 優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた（昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知）。

平成3年（1991年）以降： 優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた（平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知）。

低体重児 出生時の体重が2.5kg未満（平成6年までは2.5kg以下）のものをいう。
 周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
 妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満（昭和53年（1978年）までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年（1979年～1994年）までは、「分娩後42日以内」としている。）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶然の原因によるものを除く。

生命表 生命表とは、一定期間におけるある集団についての年齢に関する死亡秩序を表す各種の関数、すなわち死亡率・生存数・死亡数・定常人口・平均余命等を示したものである。

これらの関数は、その人口集団について、その期間中に観察された各年齢ごとの死亡件数と、その期間の各年齢ごとの平均人口又は中央人口とを基として計算されるものである。この場合の観察期間を生命表の作成基礎期間といい、平均人口又は中央人口を生命表基礎人口という。

生命表には、完全生命表と簡易生命表の2種類がある。完全生命表は、国勢調査によって精密に作成された人口資料に基づき、精密な計算方法により作成されるものである。一方、簡易生命表は人口資料として推計人口を用い、簡略化された計算方法により作成される。

通常、国勢調査ごとに完全生命表を作成するほか、毎年の推計人口に基づいて簡易生命表を作成し、死亡秩序の毎年の推移を示す資料の一つとしている。

世帯のおもな仕事

農家世帯 最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
 自営業者世帯 最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 常用勤労者世帯（Ⅰ） 最多所得者が企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
 常用勤労者世帯（Ⅱ） 最多所得者が常用勤労者世帯（Ⅰ）にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
 その他の世帯 最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
 無職の世帯 仕事をしている者のいない世帯

2 比率の解説

(1) 総 覧

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数（年間出生数－年間死亡数）}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数（生後4週（28日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\begin{aligned} \text{死産率（総数・自然・人工）} \\ = \frac{\text{年間死産数（妊娠満12週以後の死児の出産数）（総数・自然・人工）}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 1,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{周産期死亡率} \\ = \frac{\text{年間周産期死亡数（妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数（生後1週（7日）未満の死亡数））}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000 \end{aligned}$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数（生後1週（7日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

(2) 出 生

$$\text{出生性比} = \frac{\text{男の年間出生数}}{\text{女の年間出生数}} \times 100$$

母の年齢（年齢階級）別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢（年齢階級）の母が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女性のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間出生率（年換算率）} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{（注）年換算係数} = \frac{\text{月間日数（30、31、28 又は 29）}}{\text{年間日数（365 又は 366）}}$$

すなわち、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{の15歳から49歳までの合計}$$

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(3) 死 亡

$$\text{死亡性比} = \frac{\text{男の年間死亡数}}{\text{女の年間死亡数}} \times 100$$

年齢（年齢階級）別死亡率（総数・男・女）

$$= \frac{\text{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数・男・女）}}{\text{10月1日現在における日本人（総数・男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{年齢（年齢階級）別死亡性比} = \frac{\text{ある年齢（年齢階級）の男の死亡率}}{\text{ある年齢（年齢階級）の女の死亡率}} \times 100$$

$$\text{月間死亡率（年換算率）} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{（注）年換算係数} = \frac{\text{月間日数（30、31、28 又は 29）}}{\text{年間日数（365 又は 366）}}$$

すなわち、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別死亡率（年間）} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

年齢調整死亡率（旧訂正死亡率）

$$= \frac{\{\text{観察集団の年齢} \times \text{歳(年齢階級)の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢} \times \text{歳(年齢階級)の人口}\}}{\text{10月1日現在における日本人（総数・男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 100,000$$

＊ 死因別死亡率は上記 1,000 の代わりに 100,000 を乗ずるのが通例である。
死亡率は年齢によって非常に異なるので、国際比較や年次推移の観察の場合には人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

(4) 乳児死亡

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{男の年間乳児死亡数}}{\text{女の年間乳児死亡数}} \times 100$$

$$\text{死因別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

(5) 死産

$$\text{死産性比} = \frac{\text{男の年間死産数}}{\text{女の年間死産数}} \times 100$$

月間死産率（総数・自然・人工）

$$= \frac{\text{月間死産数（総数・自然・人工）}}{\text{月間出産数（月間出生数＋月間死産数）}} \times 1,000$$

月間の妊娠満 22 週以後の死産率（総数・自然・人工）

$$= \frac{\text{月間妊娠満 22 週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{月間出生数＋月間の妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

母の年齢（年齢階級）別妊娠満 22 週以後の死産比（年間、総数・自然・人工）

$$= \frac{\text{年間のある年齢(年齢階級)の母親による妊娠満 22 週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{年間のある年齢（年齢階級）の母親による出生数}} \times 1,000$$

(6) 周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数} + \text{月間の妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

(7) 妊産婦死亡

$$\text{妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数（又は年間出生数）}} \times 100,000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 100,000$$

3 表彰記号の規約

— 計数のない場合

... 計数不明の場合

・ 統計項目のありえない場合

0.0 } 比率が微小（0.05 未満、0.005 未満）の場合
0.00 }

【別表1】死因順位に用いる分類項目

分類名	死因簡単 分類コード	死因基本分類 コード
腸管感染症	01100	A00～A09
結核	01200	A15～A19
敗血症	01300	A40～A41
ウイルス性肝炎	01400	B15～B19
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	01500	B20～B24
悪性新生物(腫瘍)	02100	C00～C96
その他の新生物(腫瘍)	02200	D00～D48
貧血	03100	D50～D64
糖尿病	04100	E10～E14
血管性及び詳細不明の認知症	05100	F01～F03
髄膜炎	06100	G00～G03
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
パーキンソン病	06300	G20
アルツハイマー病	06400	G30
眼及び付属器の疾患	07000	H00～H57
耳及び乳様突起の疾患	08000	H60～H93
高血圧性疾患	09100	I10～I15
心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
脳血管疾患	09300	I60～I69
大動脈瘤及び解離	09400	I71
インフルエンザ	10100	J09～J11
肺炎	10200	J12～J18
急性気管支炎	10300	J20
慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
喘息	10500	J45～J46
誤嚥性肺炎	10601	J69
間質性肺疾患	10602	J84
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56
肝疾患	11300	K70～K76
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	L00～L98
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	M00～M99
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100	N00～N15
腎不全	14200	N17～N19
妊娠、分娩及び産じょく	15000	O00～O99
周産期に発生した病態	16000	P00～P96
先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
老衰	18100	R54
乳幼児突然死症候群	18200	R95
不慮の事故	20100	V01～X59
自殺	20200	X60～X84
他殺	20300	X85～Y09

【別表2】乳児死因順位に用いる分類項目

分類名	乳児死因簡単 分類コード	死因基本分類 コード
腸管感染症	Ba01	A00～A09
敗血症	Ba02	A40～A41
麻疹	Ba03	B05
ウイルス性肝炎	Ba04	B15～B19
悪性新生物(腫瘍)	Ba06	C00～C96
その他の新生物(腫瘍)	Ba09	D00～D48
栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	Ba10	E40～E64
代謝障害	Ba11	E70～E88
髄膜炎	Ba12	G00～G03
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13	G12
脳性麻痺	Ba14	G80
心疾患(高血圧性を除く)	Ba15	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
脳血管疾患	Ba16	I60～I69
インフルエンザ	Ba17	J09～J11
肺炎	Ba18	J12～J18
喘息	Ba19	J45～J46
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20	K40～K46, K56
肝疾患	Ba21	K70～K76
腎不全	Ba22	N17～N19
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24	P05～P08
出産外傷	Ba25	P10～P15
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30	P20～P29
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32	P35～P39
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33	P50～P61
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35	Q00～Q99
乳幼児突然死症候群	Ba44	R95
不慮の事故	Ba46	V01～X59
他殺	Ba55	X85～Y09

【別表3】 諸率の算出に用いた人口

都道府県・男女別人口(日本人人口) 令和4年10月1日現在

都道府県名	総数	男	女
全 国	122,030,523	59,313,678	62,716,845
北 海 道	5,098,000	2,407,000	2,692,000
青 森	1,198,000	565,000	633,000
岩 手	1,173,000	566,000	606,000
宮 城	2,256,000	1,100,000	1,156,000
秋 田	926,000	438,000	488,000
山 形	1,033,000	502,000	532,000
福 島	1,776,000	878,000	898,000
茨 城	2,767,000	1,380,000	1,387,000
栃 木	1,865,000	930,000	934,000
群 馬	1,850,000	914,000	936,000
埼 玉	7,136,000	3,542,000	3,594,000
千 葉	6,100,000	3,024,000	3,076,000
東 京	13,443,000	6,595,000	6,848,000
神 奈 川	8,991,000	4,459,000	4,531,000
新 潟	2,136,000	1,039,000	1,097,000
富 山	998,000	485,000	513,000
石 川	1,102,000	534,000	568,000
福 井	738,000	361,000	377,000
山 梨	784,000	385,000	398,000
長 野	1,984,000	971,000	1,012,000
岐 阜	1,888,000	916,000	972,000
静 岡	3,484,000	1,718,000	1,766,000
愛 知	7,228,000	3,601,000	3,627,000
三 重	1,689,000	824,000	865,000
滋 賀	1,373,000	676,000	697,000
京 都	2,485,000	1,185,000	1,300,000
大 阪	8,524,000	4,074,000	4,450,000
兵 庫	5,287,000	2,510,000	2,777,000
奈 良	1,291,000	607,000	684,000
和 歌 山	896,000	423,000	473,000
鳥 取	539,000	258,000	281,000
島 根	648,000	314,000	334,000
岡 山	1,832,000	881,000	951,000
広 島	2,708,000	1,312,000	1,396,000
山 口	1,297,000	616,000	681,000
徳 島	698,000	334,000	364,000
香 川	920,000	444,000	476,000
愛 媛	1,294,000	614,000	680,000
高 知	671,000	317,000	354,000
福 岡	5,030,000	2,378,000	2,653,000
佐 賀	793,000	377,000	417,000
長 崎	1,272,000	599,000	674,000
熊 本	1,699,000	806,000	894,000
大 分	1,092,000	519,000	573,000
宮 崎	1,044,000	494,000	551,000
鹿 児 島	1,550,000	733,000	817,000
沖 縄	1,446,000	710,000	736,000

資料:「人口推計(2022年10月1日現在)」(総務省統計局)

注:推計方法の相違から、県内市町村の人口(右表)の総計は、県の人口(左表)と一致しないことがある。

県内市町村・男女別人口(日本人人口) 令和4年10月1日現在

市町村・保健所名	総数	男	女
北部保健所	99,975	50,263	49,712
名 護 市	63,498	31,548	31,950
国 頭 村	4,370	2,242	2,128
大 宜 味 村	3,038	1,614	1,424
東 村	1,603	879	724
今 帰 仁 村	8,878	4,461	4,417
本 部 町	12,234	6,183	6,051
伊 江 村	3,990	2,042	1,948
伊 平 屋 村	1,114	611	503
伊 是 名 村	1,250	683	567
中部保健所	511,962	250,485	261,477
宜 野 湾 市	98,624	47,999	50,625
沖 縄 市	140,501	68,005	72,496
う る ま 市	124,698	62,299	62,399
恩 納 村	10,184	5,101	5,083
宜 野 座 村	5,892	2,949	2,943
金 武 町	10,660	5,297	5,363
読 谷 村	40,722	19,873	20,849
嘉 手 納 町	13,200	6,381	6,819
北 谷 町	27,473	13,037	14,436
北 中 城 村	17,716	8,484	9,232
中 城 村	22,292	11,060	11,232
那覇市保健所	309,255	149,926	159,329
那 覇 市	309,255	149,926	159,329
南部保健所	421,762	207,497	214,265
浦 添 市	114,657	55,195	59,462
糸 満 市	60,542	30,337	30,205
豊 見 城 市	64,609	31,292	33,317
南 城 市	44,666	22,439	22,227
西 原 町	34,600	17,324	17,276
与 那 原 町	19,507	9,457	10,050
南 風 原 町	40,460	19,780	20,680
渡 嘉 敷 村	688	373	315
座 間 味 村	874	470	404
粟 国 村	651	377	274
渡 名 喜 村	324	194	130
南 大 東 村	1,208	714	494
北 大 東 村	565	355	210
久 米 島 町	6,865	3,663	3,202
八 重 瀬 町	31,546	15,527	16,019
宮古保健所	53,471	26,922	26,549
宮 古 島 市	52,416	26,344	26,072
多 良 間 村	1,055	578	477
八重山保健所	52,776	26,614	26,162
石 垣 市	47,179	23,679	23,500
竹 富 町	3,925	2,014	1,911
与 那 国 町	1,672	921	751

資料:「令和4年人口移動報告年報」(県企画部統計課)